諮問庁:総務大臣

諮問日:令和5年3月30日(令和5年(行情)諮問第299号及び同第300号)

答申日:令和5年12月14日(令和5年度(行情)答申第520号及び同第521号)

事件名:特定個人に係る恩給に関する文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

特定個人に係る退職年金決定請求書の不開示決定(存否応答拒否)に 関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書(以下「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」 といい、併せて「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかに しないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年12月13日付け総政恩相第6号及び同第7号により、総務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各不開示決定(以下「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。)を破棄し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審查請求書

法律で行政文書の開示義務ありと書かれてある特定個人が識別できて も審査請求人の実父の開示請求だから開示してほしい。法9条2項なぜ 開示できないのか。

(2) 意見書

審査請求人が, 意見書を諮問庁の閲覧に供することは適当でないとするため, 記載を省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 原処分1 (令和5年(行情)諮問第299号関係)について
- (1) 本件事案の経緯

処分庁は、開示請求者から、令和4年9月16日付け(同年11月8

日受付)で、法に基づく「特定個人の行政が保有する恩給に関するすべての文書(軍歴、普通恩給請求書、恩給年額証明書、3ヶ月に1回の支払・受取明細、受領書、その他恩給受給者情報すべて。共済組合への切替え書類、恩給制度復活昭和28年以降に支払があった恩給の情報、他にあればすべて。)」の開示請求(以下「本件開示請求1」という。)を受けた。

処分庁は、令和4年11月18日付け「行政文書開示請求書の補正及び教示について」により、①本件開示請求1について、該当文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなることから、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することになると考えられる旨を教示し、本件開示請求1を維持するかについて意向の確認、②請求する行政文書の名称等の補正を行ったところ、開示請求者から、同月24日付け「補正書」の送付があった。同書では、請求する行政文書の名称等が補正されたことから、処分庁は、令和4年12月13日付け総政恩相第6号により、本件開示請求1に係る行政文書の存否を明らかにしないで同請求を拒否し、開示をしない旨の原処分1を行った。本件審査請求は、令和5年2月10日付け(同月15日受付)で、原処分1に対してなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨等

第2の1と同旨(原処分1に関する部分に限る。)

(3) 本件審査請求に対する諮問庁の見解

ア 本件審査請求は、法8条の規定により本件開示請求1を拒否したことの妥当性を争う趣旨であると解されることから、当該妥当性について検討する。

法8条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、 当該開示請求を拒否することができる。」と規定する。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認めることであることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

イ 本件開示請求1は、特定個人の恩給の受給を前提としているところ、本件開示請求1に係る対象文書の存否を答えることは、特定個人の恩 給の受給という事実の有無(以下「本件存否情報1」という。)を明 らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。

- ウ 本件存否情報1は,法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当し,同号ただし書イからハに該当する事情も存しない。
- エ したがって、本件対象文書1については、その存否を答えることにより、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示とした原処分1に不自然、不合理な点はない。

(4) 結論

以上のことから,本件審査請求には理由がなく,原処分1を維持する ことが妥当であると考える。

2 原処分2 (令和5年(行情)諮問第300号関係)について

(1) 本件事案の経緯

処分庁は、開示請求者から、令和4年11月24日付け(同月28日受付)で、法に基づく「特定個人の退職年金決定請求書」の開示請求 (以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1と併せて「本件開示 請求」という。)を受けた。

処分庁は、令和4年12月13日付け総政恩相第7号により、本件開示請求2に係る行政文書の存否を明らかにしないで同請求を拒否し、開示をしない旨の原処分2を行った。

本件審査請求は、令和5年2月10日付け(同月15日受付)で、原 処分2に対してなされたものである。

(2)審査請求の趣旨等

第2の1と同旨(原処分2に関する部分に限る。)

- (3) 本件審査請求に対する諮問庁の見解
 - ア 上記1 (3) アと同旨 (ただし, 「本件開示請求1」を「本件開示 請求2」に改める。)
 - イ 本件開示請求 2 は、特定個人の退職年金の受給を前提としているところ、本件開示請求 2 に係る対象文書の存否を答えることは、特定個人の退職年金の受給という事実の有無(以下「本件存否情報 2」といい、本件存否情報 1 と併せて「本件存否情報」という。)を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。
 - ウ 上記1(3)ウと同旨(ただし,「本件存否情報1」を「本件存否 情報2」に改める。)
 - エ したがって、本件対象文書 2 については、その存否を答えることにより、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示とした原処分 2 に不自然、不合理な点はない。

(4) 結論

以上のことから,本件審査請求には理由がなく,原処分2を維持する ことが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月30日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第29 9号及び同第300号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年5月8日 審査請求人から意見書を収受(同上)
- ④ 同年12月8日 令和5年(行情)諮問第299号及び同第3 00号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否し、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されると ころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書 の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 存否応答拒否の妥当性について
- (1)本件対象文書1は、特定個人の恩給の受給を前提としている文書であることから、その存否を答えることは、特定個人が恩給を受給した事実の有無(本件存否情報1)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

また、本件対象文書 2 は、特定個人の退職年金の受給を前提としている文書であることから、その存否を答えることは、特定個人が退職年金を受給した事実の有無(本件存否情報 2)が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができるものであると認められることから、法5条1号本 文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件存否情報は、同号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

(3)以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不

開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、法 8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件各開 示請求を拒否すべきものと認められる。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件各不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す ることとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにし ないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当する と認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙

1 本件対象文書1

特定個人の行政が保有する恩給に関するすべての文書

(軍歴,普通恩給請求書,恩給年額証明書,3ヶ月に1回の支払・受取明細,受領書,その他恩給受給者情報すべて。共済組合への切替え書類,恩給制度復活昭和28年以降に支払があった恩給の情報,他にあればすべて。)

2 本件対象文書 2

特定個人の退職年金決定請求書